

特養あずみの里 業務上過失致死事件裁判で無罪を勝ち取る会ニュース

連絡先〒399-8204 長野県安曇野市豊科高家 5285-11 協立福祉会気付

2018年8月10日 No.17

TEL 0263-71-2300 FAX 0263-73-0788

7月20日に行われた第20回公判について、木嶋日出夫弁護団長に寄稿いただきました。

第20回公判 2018年7月30日 報告 またもや「訴因変更」請求

最終盤で「悪あがき」する検察官

特養あずみの里裁判は、7月30日、第20回公判が行われました。2014年12月26日に山口けささんが業務上過失致死で起訴され、翌年3月19日に第1回公判が行われてから、すでに3年半が過ぎました。こんなにも長く、山口さんは、被告として苦しめられてきたのです。

この日の公判は、これまでに検察官と弁護人双方から申請のあった証拠調べを終え、残すは、検察官の論告・求刑、弁護人の最終弁論、そして判決言渡のみとなるところでした。

2度目の「訴因変更」請求に裁判官も困惑

ところが、検察官は、Kさんに対する注視義務の開始時期を、これまで、山口さんがテーブルに着席した時からとしてきたのを、山口さんがKさんにドーナツを配膳した時からと、大幅に前倒しする「訴因変更」請求をしてきたのです。

驚いたのは、弁護人と山口さんだけではありません。裁判官も、困惑の態度をはっきりと示しています。

これまでの裁判の経過からみても、検察官の「訴因変更」請求は、到底認められるべきものではありません。



木嶋日出夫 弁護団長

検察官は当初“注視義務はテーブルに着座したときから”と釈明した

この裁判の出発点となる起訴状には、「Kさんの食事中の動静を注視して、食物誤嚥による窒息等の事故を未然に防止する業務上の注意義務があるのにこれを怠り、他の利用者への食事の介助に気を取られ、Kさんの食事中の動静を注視しないままKさんを放置した過失」と書かれていました。

刑事裁判で、起訴状に書かれた公訴事実の文言は、1文字1文字、きわめて厳密なものです。書かれた事実が厳格な証拠によって証明されるかどうかで、被告人の有罪・無罪が決められ、その結果は、被告人の人生に甚大な影響をもたらすものだからです。

起訴状の文言では、注視義務がいつから科せられ、その違反行為がいつから始まるのか不明瞭でしたから、弁護人は、裁判開始早々、検察官に対して「注視義務はいつからなのか」釈明要求をしてきたのです。裁判官も、検察官に対して「釈明命令」を出しました。2016年7月15日、検察官は、注視義務は「山口さんがKさんと同じテーブルに着座したときから発生したということの良い。」と文書ではっきりと釈明したのです。そして、その後の公判で、それを大前提として、14人の証人尋問と山口さんの本人尋問が終わっているのです。



裁判官は、この「訴因変更」請求を認めるか否かを9月の早い段階で判断

検察官は、この釈明直後の2016年8月1日、「おやつ形態確認義務違反」に「訴因変更」する予定だと言い出し、同年9月16日に、それまでの「注視義務」を残したまま、「おやつ形態確認義務違反」を新たな過失として追加する「訴因変更」をしたのです。

この検察官の「訴因変更」自体が、「苦しまぎれ」のものであり、当初の「注視義務違反」が揺らいでいることを示すものでしたが、今回の「訴因変更」請求は、それにもまして、検察官の「悪あがき」を示すものだと思います。

裁判官は、検察官と弁護人から意見を聴取したうえで、この「訴因変更」請求を認めるか否かの判断を、今年9月の早い段階で行う予定です。

この乱暴な「訴因変更」請求を認めることは許されない。いっそうのご支援を！



予断を許しませんが、仮にもこのような「訴因変更」が認められるようなことがあれば、弁護人は、山口さんの無罪を勝ち取るために、新たな証拠調べを請求し、裁判は、これからも延々と続くことも想定されます。そんなことは、憲法で保障された山口さんの「速やかな裁判を受ける」権利を侵害することにもなり許されません。

裁判所は、次回公判期日を本年10月1日に指定し、検察官に対して、論告求刑を準備するように要請しています。

弁護人も、この乱暴な検察官の「訴因変更」請求を許さず、また、山口さんは無罪であるとの最終弁論の準備を怠りなくすすめていきます。

日本の介護の未来がかかったこの裁判が、大詰めを迎えている中で、山口さんが無罪を勝ち取ることができるよう、いっそうのご支援をお願いします。

新署名を広げて下さい

新署名 18万 8396 筆 旧署名 19万 9471 筆 合計 38万 7867 筆 (8/10 現在の到達)

裁判闘争カンパのご協力をお願いします

振込先 長野銀行 本店 普通 8828733 無罪を勝ち取る会

「長野県民医連号外」を活用して裁判の不当性を学び広げよう

「長野県民医連号外」は勝ち取る会事務局へお問い合わせ下さい

☆裁判支援サイトをご覧ください → <http://www.mintyo.or.jp/min-iren/trial/>
ニュース・学習資料などを掲載しています

あずみ裁判支援

検索

今後の予定

10/1(月)検察の論告(求刑)、12/17(月)弁護側の最終弁論、2019年3月までに判決の見通し